



報告

## 「集落営農」先進地域・ 富山県農業の行方

—統計から浮かび上がる富山県農業の姿—  
高岡法科大学教授 石川 啓雅

自治体報告

## 氷見市における木育の取り組みについて

氷見市建設部花みどり推進室 伊東 翼

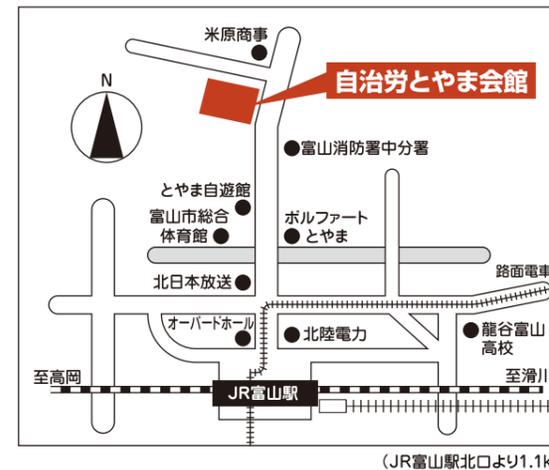
報告

## 戦後農政の転換と 富山県農業・農村のゆくえ(1)

公益社団法人富山県地方自治研究センター理事長 酒井 富夫  
富山大学名誉教授

富山県地方自治研究センター 入会のごあんない

公益社団法人 富山県地方自治研究センター



### 会議室のご案内

●3階大会議室	定員180人	学校式
●301号室	定員 75人	学校式
●302号室	定員 72人	学校式
●303号室	定員 16人	口の字
●304号室	定員 26人	口の字
●305号室	定員 22人	口の字
●306号室	定員 30人	学校式
●308号室(和室)	定員 18人	座卓

### 交通のご案内

徒歩 / JR富山駅北口より15分  
 地鉄バス / 興人団地行き双葉町下車  
 駐車場 / 80台収容(無料)

## 一般財団法人 自治労とやま会館

〒930-0804 富山市下新町8番16号  
 TEL(076)441-2200(代)  
 FAX(076)441-1155(代)  
<http://jt-kaikan.org/>





公益社団法人富山県地方自治研究センター副理事長 澤村 理

# カルト汚染の浄化を急げ

〈視点〉

安倍晋三元総理銃撃事件は、我が国だけでなく世界中を震撼させた。平和国家と信じられてきた日本で、白昼堂々と元総理が手製の銃で狙撃されたのである。

その事実と同時に、狙撃された元総理がカルト団体と深い結びつきを持っていただけでなく、政界の大部分がそのカルト団体とのつながりがあるという事実が明るみとなった。

そのカルト団体は、マインドコントロールによって高額な献金をさせたり、霊感商法などを行ったりしており、多くの訴訟が提起されている。一般社会のルールやモラルから逸脱しているのは明らかである。そんな団体と、よりにもよって多くの政治家がつながりを持ち、いわば広告塔となっていたばかりか、実際の政策にまで影響を及ぼしていたというのである。歴史修正主義者たちは、自分たちが反日国家と規定している隣国の教団本部へ、日本の信者たちから吸い上げられた多額の資金が流されることに、自分たちが支持する政治家たちが加担していたことをどう考えているのだろうか？

これまで霊感商法問題に真剣に取り組んできた紀藤弁護士によると、カルト組織が大きくなる基本的な要因は、①法規範・社会規範を逸脱することをも厭わないカリスマ性を持つ「教祖」、②「教祖」の

教典をつまくまとめる「理論家」、③まとまった活動資金を提供する「スポンサー」、④信者を勧誘してくる力のある「営業マン」、の4つであることである。この4つの要素が揃えば、最初はほんの小さな集団にすぎないカルト団体が、爆発的に本格的なカルトへと膨らんでしまふということである。

欧米では信仰といえばキリスト教、中東ではイスラム教が主流であり、市民全般にそれぞれの宗教的な規範が浸透している。それに対し、もともとの日本では、森羅万象に八百万の神がいると信じる自然信仰が主流であったが、仏教伝来後も神仏混淆などの形で他の宗教と融合することもあった。明治維新後は国家によって国民に皇国史観が植え付けられたが、敗戦によってこれを脱却することとなり、あらゆる宗教への信仰の自由が国民に認められ、現在に至っている。こうした歴史的な流れにより、欧米や中東と違って日本がカルトに侵食されやすい素地が形成されてきたのではないだろうか。

銃撃事件そのものは民主主義の根幹を揺るがすものであったが、同時に、もはやカルトは放置すべきものではないという啓示を人々に与えた。カルトの発生原因の究明、被害防止策、カルト根絶策などの明確な答えを政治家が率先して導かなければならないときが来ている。

## 視点

### カルト汚染の浄化を急げ

公益社団法人富山県地方自治研究センター副理事長 澤村 理

## 報告

### 「集落営農」先進地域・富山県農業の行方

―統計から浮かび上がる富山県農業の姿―

高岡法科大学教授 石川 啓雅

## 自治体報告

### 氷見市における木育の取り組みについて

氷見市建設部花みどり推進室 伊東 翼

## 報告

### 戦後農政の転換と富山県農業・農村のゆくえ(1)

公益社団法人富山県地方自治研究センター理事長 酒井 富夫  
富山大学名誉教授

### 富山県地方自治研究センター 入会のごあんない

## 自治研とやま第122号 目次

# 「集落営農」先進地域・富山県農業の行方

## —統計から浮かび上がる富山県農業の姿—



高岡法科大学教授  
石川 啓雅さん

### はじめに

世界を混乱に陥れているロシアのウクライナ侵攻が始まって半年以上が経過した。およそ1世紀近くも前に（正確には77年）決別したはずの、「力づくで他国の領土に押し入りそれを我がものとする」蛮行が世界に与えた衝撃は大きい。その歴史的及び政治的意味については、筆者の専門外であり、それを語るにはあまりにも問題が大きすぎる。

それはさておき、ロシアのウクライナ侵攻に伴う資源・食

料価格の高騰が世界経済を大混乱に陥れている。日本も例外ではなく、資源や食料の多くを輸入に依存している我々の社会はその影響をまともに受ける形となっている。とりわけ、食料価格の高騰は、我々の日々の生活を直撃しており、「食べ物」という財の性格上、生存に関わるが故に重要な問題である。そこで、食料自給率を改めて確認すると38%とその厳しさがより一層際立つ形となる。これをどう引き上げるかが、長年、農政の課題となってきた。

しかしながら、食料自給率の向上は、食料を供給する農業という産業が「土地を必要とする」という意味で「地域性」を強く帯びるが故に、地域農業の活性化なしにはあり得ない。そこで、地域農業の活性化をどのような形で実現しようとしてきたのかを顧みると、平成以降の流れでいえば、経済のグローバル化のなかで進行する農産物貿易の自由化を前提に、小規模な「小農」（家族経営）が生産を担う構造から、大規模ないしビジネスセンスに優れた「経営体」が担う構造に転換するということを基調にしてきたし、今もその路線に変わりはなく、しかしながら、その

現実はどうなのか？  
本稿では、農林業センサスをはじめいくつかの統計を基にこのことを確認しておきたい。具体的には、2010・2020年の農業構造の変動を整理し、集落営農が生産の大宗を占めるに至った富山県農業の現実と課題について言及したい。ただし、統計を用いた分析（数字の動向や傾向から推測される原因の析出、数字に対する意味の付与）であり、実態調査に基づくものではないので、表層的なものにとどまらざるを得ないことについてはあらかじめお断りしておく。

### 「団体経営体（集落営農）を主とする農業構造へ」 —経営体と経営耕地面積の動向から—

まず、最初に、経営体と経営耕地がどう動いたのかを確認しておきたい。

表1からは、農業経営体が激減しているのがわかる。つまり農業生産の担い手は減ったわけだ。そこで増減内訳をみると、そのほとんどは個人経営

体、すなわち農家の減少である。反対に増えているのは、農家以外の経営体を意味する団体経営体である。農家が減ったということであるから、農家が保有していた農地はどうなったのかということ、経営耕地面積をみると、個人経営体で

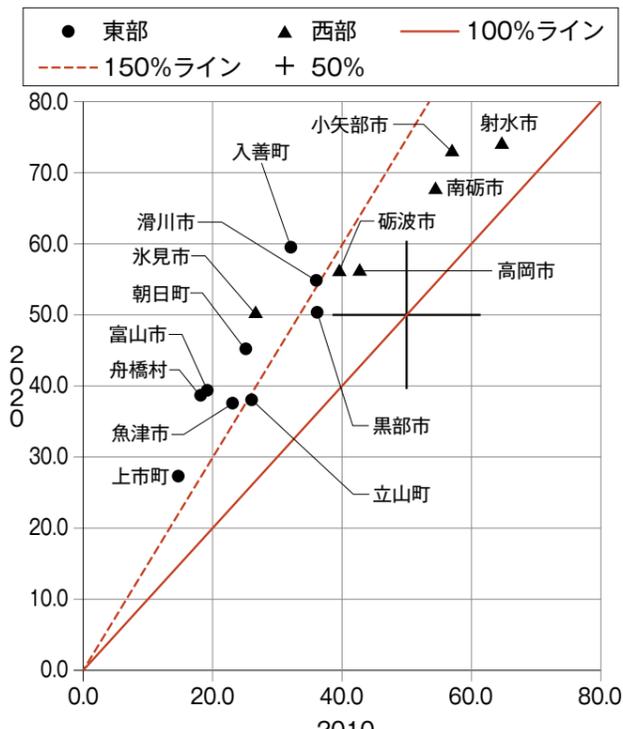
表1 経営体及び経営耕地の変動

単位：経営体、ha、%

経営体数	2010			2020				
	農業経営体	団体経営体	個人経営体	農業経営体	団体経営体	個人経営体		
増減	-10,550	89	-10,639	-3,995	7,291	-11,286		
増減率	-46.1	9.5	-48.4	-7.5	37.8	-33.1		
割合変化	100.0	4.1	95.9	100.0	36.1	63.9		
	100.0	8.3	91.7	100.0	53.8	46.2		
経営耕地面積	2010	53,376	19,272	34,104	2010	2.3	20.6	1.6
	2020	49,381	26,563	22,818	2020	4.0	25.9	2.0
増減	-3,995	7,291	-11,286	増減	1.7	5.3	0.5	
増減率	-7.5	37.8	-33.1	増減率	75.0	259.0	125.0	
割合変化	100.0	36.1	63.9	割合変化	100.0	53.8	46.2	
	100.0	53.8	46.2					
経営規模	2010	2.3	20.6	1.6	2010	4.0	25.9	2.0
	2020	4.0	29.4	2.0	2020	4.0	29.4	2.0
増減	1.7	5.3	0.5	増減	1.7	5.3	0.5	

資料：「農林業センサス」より作成。  
注：経営規模の2020年値の下段は、「経営耕地のある経営体」を分母とした時の面積。

図1 団体経営体の耕地面積割合の変動（2010-2020）



資料：「農林業センサス」より作成。

約1.1万haの減、団体経営体で0.7万haの増であり、全体で差引0.4万haの減となっている。経営耕地面積は減少しているものの、かなりの部分が団体経営体に引き継がれ、経営耕地面積に占める団体経営体の割合は半分を超えた。半分を超えたといっても54%なのではばかられるが、あえて言えば、2010・2020年の10年間で、統計上、富山県の

農業構造は団体経営体を中心とするものに転換したといえる。では、それを市町村ごとに確認しておこう。図1は経営耕地面積に占める団体経営体のシェアの2010・2020年間の変動をグラフ化したものだが、15市町村のうち9市町村の半分以上の自治体で今や50%以上となっている。地域間で比較すると富山県西部で

表2 富山県の集落営農の内実 (2021)

単位：経営体、%

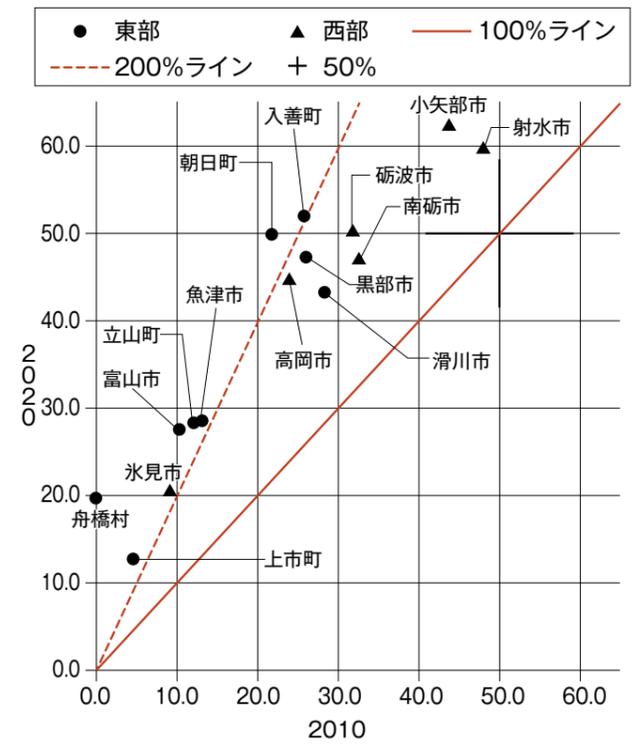
	組織数	集落営農の企業形態			集落営農の属性別割合				
		農事組合+非法人	農事組合法人増減 2011-2021	主たる従事者 0~1人	雇用 常雇なし	営農の一元化 一括管理・運営	設立年次 平成15年以前	法人化年次 平成15年以前	
									農事組合法人
計	710	704	465	279	80.8	97.0	53.4	26.3	7.2
東部									
富山市	118	118	65	39	66.9	100.0	61.0	31.4	5.1
魚津市	22	22	10	4	77.3	100.0	40.9	45.5	0.0
滑川市	24	24	17	2	66.7	95.8	58.3	25.0	8.3
黒部市	22	22	18	7	40.9	100.0	95.5	22.7	13.6
上市町	14	14	7	0	100.0	100.0	42.9	21.4	0.0
立山町	31	31	27	19	100.0	90.3	87.1	9.7	12.9
入善町	48	48	28	5	89.6	85.4	25.0	43.8	4.2
上記以外	15	15	11	10	33.3	93.3	93.3	6.7	6.7
西部									
高岡市	56	56	50	33	94.6	100.0	44.6	16.1	7.1
氷見市	47	47	19	15	95.7	100.0	23.4	14.9	0.0
砺波市	49	49	37	21	85.7	93.9	49.0	20.4	4.1
小矢部市	62	58	44	32	90.3	91.9	22.6	22.6	16.1
南砺市	134	133	79	48	93.3	100.0	71.6	38.8	9.7
射水市	68	67	53	42	57.4	98.5	50.0	13.2	5.9

資料：「集落営農実態調査(R03)」(農水省)より作成。 資注：□は50%以上。

で、土地所有者と借り手ないし受託者という関係においてではない。管理の範囲を含めて、

集団全体の土地利用をどうするかということの検討や決定について全ての構成員が関与す

図2 30ha以上経営体の耕地面積割合の変動(2010-2020)



資料：「農林業センサス」より作成。

割合が高い。しかしながら、西部の市町村は元々団体経営体の割合が高かったこともあって、変化の度合いとしては、農家による個別経営が比較的多かった富山県東部で構造変動が進んだようだ。ただし、中身としては西部と同じような動きを辿っている。では、その団体経営体だが経営規模はどうか。全体的に、少数の団体経営体が経営耕地の大宗を占めるようになってきているところであるから、当然ながら大きい。先ほどの表1で確認すると、県全体で団体経営体の平均経営耕地面積は約30haであり、団体経営体の経営規模は総じて大きい。そこで、30ha以上経営体(個別経営体含む)の耕地面積割合の変動を図2にて整理した。これを見る

る。30ha以上の経営体が半分以上をシェアしているのは4割である。図2を見ると、2010年と2020年の両方で、30ha以上の経営体の耕地面積割合は約50%前後である。これは、図1の県全体の平均経営耕地面積が約30haであることと一致している。また、図2の100%ラインより上にある市町村は、2010年と2020年の両方で50%以上の経営耕地を保有している。これは、図1の県全体の平均経営耕地面積が約30haであることと一致している。また、図2の100%ラインより上にある市町村は、2010年と2020年の両方で50%以上の経営耕地を保有している。これは、図1の県全体の平均経営耕地面積が約30haであることと一致している。

表2は農林業センサスとは別に毎年行われている「集落営農実態調査」に基づき、2021年の富山県の集落営農の状況を整理したものであるが、これをみると以上の様子がよくわかる。まず、集落営農の数であるが710である。2020年センサスの団体経営体は1025であるから団体経営体の約7割が集落営農である。そこで、集落営農の企業形態を確認すると、パートナーシップに基づく協働組織としての性格が強い農事組合と農家どうしの「申し合せ」によって成立している任意組合の合計が704、うち農事組合法人が465となっている。財産の結合体としての意

では、団体経営体はどのような経営体なのか？これは言うまでもなく、農家を構成員とする集落営農組織がほとんどである。したがって、前章の構造変動の実体的中身は、農家が文字通り「離農」をして、その農地を農家以外の経営体を引き継いだというのではない。実際に農作業に従事するかどうかは別にして、自らが構成員として、自分たちの農地を共同で耕作(非維持)する組織を設立したというものである。世帯による小土地所有(農地所有)に基づく小生産・

## II 集落営農の社会的性格 —小土地所有に基づく生産・経営様式—

かくして、富山県では団体経営体、とりわけ30ha以上の経営体への農地集積が進んでおり、統計上は、国が推進する農業構造政策の優等生であり、先導的な存在であることにまちがいはない。

小経営様式の延長上にある。したがって、集落営農は、見かけ上はそうにみえるとはいえない。土地所有、経営、労働の三位一体的な結びつきの解体の上に成立しているものではない。折に触れて耳にする現場の話聞く限りでは、構成員は土地の出し手と経営・作業を担う受け手に分化して、組織内部で農地の貸借や農作業の完全受委託的な関係が作り出されてはいるものの、出し手といえども防除・除草や水まわりといった管理作業は所有者がしなければならぬよう

味合いが強い会社形態を採用している組織は半分以上である。恐らく、後者の方は、農家有志が借地なり作業受託をする形で集落の農地を引き受けているタイプのものだと考えられる。そこで、先ほど触れた経営の三位一体性という観点から「主たる従事者」「雇用」「営農の一元化」の状況に注目すると、「主たる従事者」については、0若しくは1しかない集落営農が半分以上という市町村がほとんどであり、「雇用」については、なしがほとんどである。つまり、特定の人間が作業を集中的に引き受けるという状況にはなっていないし、構成員以外の、つまり土地を所有していない者を雇って作業するというということにもなっていない。「営農の一元化」については、作付の決定から作業、販売までの一括管理を行う「一括管理・運営」の集落営農が半分以上存在する市町村は大体半々に

表3 農業労働力（従事日数60日以上、2020）

単位：経営体、ha、人

	団体 経営体	東部									西部						
		富山市	魚津市	滑川市	黒部市	舟橋村	上市町	立山町	入善町	朝日町	高岡市	氷見市	砺波市	小矢部市	南砺市	射水市	
計	3,315	503	57	152	160	6	81	158	217	79	355	183	432	218	464	250	
日数別	60～99日	1,218	157	9	44	72		28	47	49	31	126	76	145	89	204	141
	100～149日	739	98	18	46	35	4	28	39	43	15	94	42	81	43	99	54
	150日以上	1,358	248	30	62	53	2	25	72	125	33	135	65	206	86	161	55
年齢別	15～29歳	41.0	49.3	52.6	40.8	33.1	33.3	30.9	45.6	57.6	41.8	38.0	35.5	47.7	39.4	34.7	22.0
	30～49歳	3	10	1		2		3	2	8	1	6	3	7		6	
	50～59歳	47	80	4	3	22	2	8	13	42	18	29	18	61	20	38	10
	60～64歳	81	57	4	20	18		7	14	26	6	39	13	50	24	45	28
	65歳以上	461	70	4	24	19	1	18	24	26	7	51	18	57	43	63	36
平均年齢	60日以上	2,086	286	44	105	99	3	45	105	115	47	230	131	257	131	312	176
	150日以上	62.9	56.9	77.2	69.1	61.9	50.0	55.6	66.5	53.0	59.5	64.8	71.6	59.5	60.1	67.2	70.4
60日以上	64.2	62.2	66.1	67.8	64.1	60.0	63.8	65.9	60.9	61.2	64.9	65.7	63.2	64.5	65.0	66.5	
150日以上	60.9	59.8	65.6	66.6	58.3	42.0	57.9	63.5	55.0	59.0	60.6	61.6	61.6	62.2	60.9	67.6	

資料：「農林業センサス」（農水省）より作成  
 注：「150日以上」と「65歳以上」の下段は割合。  
 注：□は「150日以上」では富山県値を上回る、「65歳以上」は県値を下回る、「平均年齢」では60歳以下を示す。

なっているが、このことは、生産及び流通過程の一部が構成員である農家の判断で行われるケースが意外と多いことを物語っている。

このようにみてみると、農家以外の大規模経営体への農地集積が進んで、構造政策の優等生のような状況を呈しているが、中身としてはイメージとは大きく違うことがみえてくる。

ちなみに表2には、集落営農の設立及び法人化年次についても整理したが、米政策改革が始まる平成15年以前（2003年以前）に設立されたものが少ない。既存の組織が再編なり法人化された場合、再編・法人化された時点をもって新規として扱っているので多少割り引く必要はあるが、15年以降は法人成りはしても任意組織のまま複数組織が合併したというケースは少ないであろうから、これをそのまま素直に読

めば、かなりの集落営農が20年以内に設立されたものであることがわかる。このことは、集落営農の設立や法人化が、米政策改革に基づく品目横断的経営安定対策の導入や農地中間管理事業の創設と密接に関わっていることを物語っている。米価下落時のセーフティネットに対して、面積要件が設けられたことはもちろんのこと、経理の二元化や法人化要件も課されたことが大きい。もともと、集落営農の設立、換言すれば、生産の組織化については、富山県の場合、元々JAや行政主導で昔から推進されてきたものであり、政策対応とはいえ、何もないところから族生したものではない。1960～70年代に実施された圃場整備をきっかけとした大型機械の共同利用組織の設立、1980年代におけるその再編に大きな役割を果たしたのはJAや市町村、そして県には

かならない。そうしたJAや行政の積極的な関与の下で形成された小集団の共同組織や受託集団、そうした集団に関わりをもつ農家が分厚く存在していたことも、平成以降の集落営農の設立を考える際に考慮に入れておく必要がある<sup>注1</sup>。農地中間管理機構が設立された際の素早い対応も、以上のような富山県農業の展開過程とは無縁ではない<sup>注2</sup>。

### III 「穴の開いたバケツ」をどうするか ―担い手としての集落営農の内実―

そこで、問題は集落営農を中心とした農業構造の展望である。残念ながら、構造政策の優等生ではあるものの、展望があるわけではないとさうだ。

**表3**は、団体経営体の労働力を整理したものである。日数別、年齢別に整理しているが、日数別にみると、フルシーズンの150日以上従事者が半数

以上いるのは魚津市と入善町だけで、残りの市町村は50%を下回る。地域差を確認すると、東部の市町村で労働力の150日以上従事率が比較的高い。生産の組織化に関して半世紀以上の歴史があり、現在でも団体経営体と30ha以上の経営体の比重が大きい西部の市町村で150日以上従

注1 富山県農業の生産組織化（集团的対応）の展開過程については、小林哲郎「富山・砺波平野の農業と経営展開」（白井晋「兼業稲作からの脱却」日本経済評論社、1985）が詳しい。1980年代中葉までの分析であるが、行政やJA主導の組織化は基本的に変わっていない。

注2 安藤光義・深谷成夫「農地中間管理機構の現状と展望」（日本農業法学会「農業法研究51」農文協、2016）によると、農地中間管理機構の初年度実績（年間集積目標に対する機構の寄与度）のトップは富山県で、行政やJAの働きかけが重要な役割を果たしたようだ。

事率が低いのは意外であった（砺波市を除く）。経営規模が大きくなり、高齢化が進んで全面作業委託のようなものが増えてくると、ある程度専従に近い労働力が必要になってくると思われるが、150日以上従事率をどのよ様な数字として理解するかは判断が分かれるところである。専従者を必要としない経営規模なのか、必要とするほど構成員内部に労働力を出せるところと出せないところに分化が進んでいるわけではないのか、あるいは専従者をおかなくてもやれるような合理化が進んでいるかなど、いくつかのケースが考えられるからである。ただ、県全体としては、150日以上従事者1,358人に対する団体経営体の数は1,025であるから、平均で二団体経営体に1人は専従に近い労働力がある計算とはなるが、経営規模拡大が進んでいる現状か

らはやはり厳しい数字である。年齢別にみると、地域横断的に65歳以上が半数を超える。市町村別にみると、人数や年齢別構成に差異がみられるとはいえ、全体的に、60～64歳、65歳以上を除けば、経営体当たりの人数は1.0を大きく下回り、青壮年労働力はほとんどいない勘定だ。したがって、先ほどの150日以上従事の中身についても、仮に60歳未満労働力の全部が150日以上従事であったとしても、労働組織の構成としては、ほとんどが高齢者ということになる。そのことは労働力の平均年齢をみてもわかる。ただ、平均年齢には地域差があり、東部の市町村では150日以上従事の年齢が60歳を下回る市町村が多いのに対して、西部の市町村はすべて60歳を超えている。経営体当たりでみると意味を持たない数字なのかもしれないが、この地域差は興

表4 集落営農法人の経営収支（北陸、2020）

		2020	
農業経営収支	粗 収 益	千円	45,340 (100.0)
	作物収入		35,750 ( 78.8)
	稲 作		33,188 ( 73.2)
	野 菜		598 ( 1.3)
	果 樹		219 ( 0.5)
	畜 産 収 入		- -
	そ の 他		9,590 ( 21.2)
	共済・補助金等受取金		8,763 ( 19.3)
経 営 費	39,450 ( 87.0)		
所 得	5,890 ( 13.0)		
分析指標	付 加 価 値 率	%	53.8
	分 析 指 標	%	13.0
	農 業 固 定 資 産 装 備 率	千円	475
	農 業 従 事 者 一 人 当 たり 農 業 所 得	千円	205
	農 業 労 働 1 時 間 当 たり 農 業 所 得	円	1,056
経営の概要	経 営 耕 地 面 積	a	3,714.6
	借 入 地	a	3,674.3
	農 業 従 事 者 数	人	28.83
	自 営 農 業 労 働 時 間	時間	5,579
	経 営 主 ・ 有 給 役 員	時間	1,876
	農 業 固 定 資 産 額 (土 地 を 除 く。)	千円	13,691

資料：「農業経営統計調査」（農水省）より作成。注：（ ）は内訳

き算で決まってくるので、実際にはもともと高くなり楽観できる数字ではない。生産者の感覚としては、収穫後の概算金（仮渡金）が事実上の価格になるので集落営農として余裕があるわけではない。

富山を含む北陸地方の集落営農法人の経営収支をみると、かなり厳しい。総収益に対する所得率は13%であるから、共済や補助金等の移転収入がなければ即赤字であり、粗収益の約8割を米に依存する。仮に米価が1割下がったとしても所得の半分が失われる計算となる。燃料や肥料をはじめ

しかしながら、土地や気候風土、労働力の面で、その課題への対応は口で言うほど簡単ではない。ましてや経営規模が大きくなった状態で、しかも高齢者中心の体制のなかで行うのは非常に困難である。2010年度から行われている県の「1億円野菜産地づくり事業」では、大規模野菜産地のような姿をイメージしている

稲作単一経営からの転換や高付加価値作物の導入が課題とされるのも、以上のような事情による。

とする資材も長期的に上昇傾向にある。さらに、所得水準はということ、農業所得に着眼すると、集落営農の農業所得は構成員の労働に対する所得であるから、これを自営農業労働時間で割り戻し、時間当たりの単価を算出してみると1,056円である。最低賃金を上回りはするものの決して十分な額とはいえない。

以上、集落営農の展開に着眼して、富山県農業の構造変動と現況を整理・検討してきた。行論で言及した整理・検討の結果を一言でいえば、数字の上では、構造変動が進み、農政が考えるような効率的な

おわりに

注4 筆者も調査員として関わっている富山県地方自治研究センター農林部会の農産物直売所調査（2020）の結果を見る限り、野菜の生産振興には「1億円野菜産地づくり事業」の目指す方向性に加えて、もうひとつの別の途を用意する必要がある気がしてならない。同調査の報告書については、本年度中に発刊される予定である。

最後に、集落営農をとりまく事業環境を確認しておきたい。図3は平成年間における富山県産米の価格動向を整理し

たものである。これをみると、2010年頃までほぼ一貫して下落してきたことがわかる。2010年以降は均してみれば横

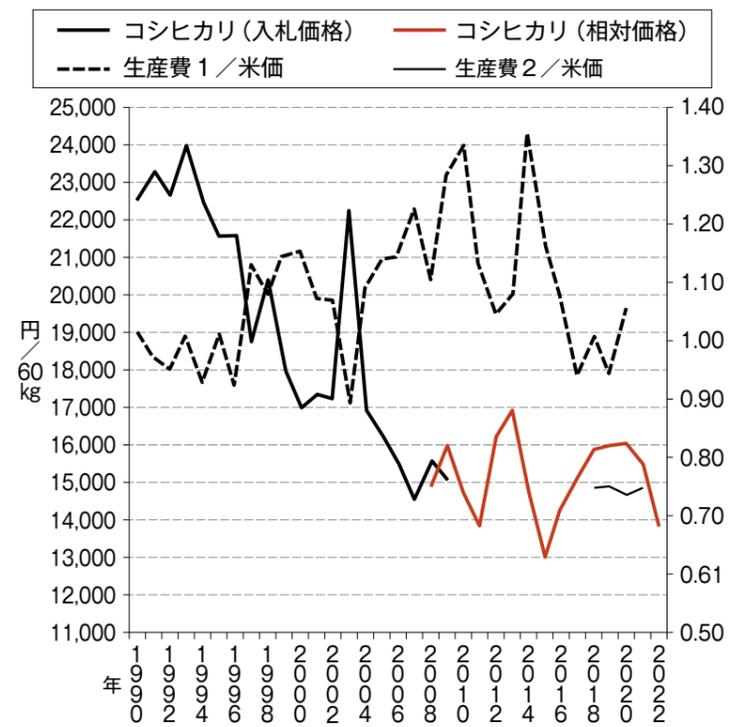
IV 集落営農をとりまく事業環境 —米価の動向と集落営農の経営—

味のある数字ではある。とにかく、以上のような労働力構成をみると、農業生産の担い手となっている団体経営体、したがって集落営農は「効率的」であったとしても「安定的」な経営体ではないことがわかってくる。団体経営体を農地の受け皿として考えると、実は「バケツに穴が開いている」状態<sup>注3</sup>になっている。このことは、現場にとっては、数字で確認するまでもない事実であろう。追加で新規の農地を引き受ける、したがって新たな構成員を迎え入れるという状況が困難となっている組織も多く、既存の集落営農自身が10年維

持できるかどうかにも危ぶまれるところも多いことを筆者も耳にする。富山県では9割近くの集落営農が「人・農地プラン」の中心経営体と位置づけられ、市町村ごとにもみても半分以上の集落営農が中心経営体と位置づけられているようだが、先に確認したように、法人化されていない任意組織も結構多い。法人化を企業化の指標と考えた場合、組織化だけで手一杯というところも実は多いのかもしれない。

注3 前掲（注2）の安藤・深谷論文では集落営農の内情をこのように表現している。

図3 富山県産米の価格動向



資料：2018年までは「平成の米 富山県From1989to2018」（北陸農政局、2020）、2019年以降は農水省「米穀の取引に関する報告」（農水省HP公表値）にて作成。

ばいとはいえず、年ごとの変動は大きく、安定しているわけではない。そのことは米価による生産費のカバー率（生産費1/米価）をみても一目瞭然である。1.0を超える年がほとんどであり、不安定である。こうした状況も、集落営農の設立による団体経営体なり組織経営体への移行の背景となっている。

そこで、図には、組織経営体の生産費に対する米価のカバー率（生産費2/米価）を表示したが、組織化をもって採算がとれているということがわかる。しかしながら、0.75であるから余裕があるかのようにみえるものの、農協手数料や共同計算にかかる費用を差し引いた手取り価格は市場価格からの引

経営体が生産の大宗を担う、したがって農地を担う構造が形成されつつあるが、その自身は全然違うということだ。これをもどのように捉えるかは立場によって違うだろうが、はつきりしていることは、月並みの言い方にはなるが「現場の実情を踏まえた対応が求められる」ということだ。とりわけ、担い手とされる集落営農であつても、内部に担い手がいるとは限らないことを前提に施策を考える必要があるだろう。集落営農の内部に青壮年の専従的な労働力があることを前提にした経営をモデルとして示されてもリアリティをもたないし、そうかといつて雇用経営モデルを示されても現場は戸惑うばかりである。

「プロ農業者と離農者に完全に切り離れた農業構造を考えるより、半生産者による農業構造を描くべき」であり、「農村に生活する農業者のライフ

スタイル」として、高齢者・女性・消費者の農を取り入れた集落営農の在り方を構想した方が、構造変動のあるべき方向をより積極的な意味合いをもつて提示できるのではないか<sup>注5</sup>。高齢化に伴って、耕作が維持できない農地が今後も出てくるはずだ。その農地を耕作できる人に繋いでいく必要はあり、そのような意味での構造政策は必要である。しかし、そのことと農地集積を通じての効率的な経営体を育成することとは別の話である。「効率」だけでは、農地の引き受け手はみつからない可能性もあるのだ。ならば、地域とは無関係の一般株式会社でもよからうということにもなるが、株式会社による農地取得が農村社会に及ぼす影響を考えるとその選択肢はない<sup>注6</sup>。したがって、現場の感覚からすれば、担い手↓非担い手ということも考えなければならぬかもしれない。

ないし、農に関わる人を増やす取り組みを行つていけば、その方が現実的だという話になる可能性もある。このように考えてくると、政策対応を前提にして農業生産の組織化に偏重してきた従来の対応を今一度見直してみる必要がある。富山県の集落営農は、構成員のほとんどが安定兼業稲作農家であるという高い「同質性」を前提に形成されてきた。現在では安定兼業稲作が安定年金稲作に変わったわけだが、同質性を前提にして成り立っている点に変わりはない。そして、その高い同質性が裏目に出ている可能性がある。「農村でのライフスタイル」として多様な形で農に関わる主体の存在を前提にした新しい農業・農村をどう創っていくのが求められている。そうした新しい試みを行うおうとする場合、カギを握るのは司令塔となるJAや各自治体の存在である。富山県の

集落営農の展開の仕方は内発的ではない<sup>注7</sup>。基本的にJAや行政がイニシアチブをとる形で進められてきた。そのこと自体が問題ではないし、だからこそ、ある程度うまくいったといえる。しかし、強みは弱みで、逆に言うと、JAや市町村が役割を果たしえなくなるとうまくいかなくなるということでもある。その意味では、富山県農業がどのような方向で動いていくのかは、JAや自治体の力量にかかっている。

注5 この指摘は、酒井富夫「北陸農業の構造変化と展望」(北陸経済研究所『データで振り返る―北陸の50年―』2018)、同「真に『強い農業』―日本とEU―」(富山県地方自治研究センター『自治研とやま』No.109)に拠る。

注6 この理由については、榎澤能生「企業の農業参入要求と農地法制の改変―農地法制をめぐる対抗―」(農地を守るとはどういうことか)農文協、2016)を参照されたい。

注7 この点については、前掲(注1)の小林論文を参照されたい。

# 氷見市における木育の取り組みについて

本報告は「人間生活工学」通巻55号に掲載の投稿論文を転載したものです。

氷見市建設部花みどり推進室

伊東 翼さん

## 1 漁業が盛んなまち「氷見」で始まった木育

富山県氷見市は、里山、里海に囲まれた、人口4万5千人のまちです。冬の寒ブリをはじめとする「漁業のまち」というイメージが強い氷見市ですが、面積の約6割は森林で、かつ標高の低い山が多いことから、施業がしやすい林業の成長も期待されています。

そんな林業振興の一助として、平成28年から取り組みが始まったのが、「木育」です。これは文字通り「木が好き

人を育てる」取り組みで、将来、木を積極的に暮らしの中に取り入れるファンを増やす他、人と木、自然との関係を考えるきっかけをつくることで、より良い環境と暮らしを共創することを目指す取り組みです。本稿では、氷見市における「これまで」と「これから」の取り組みについて、ご紹介させていただきます。

## 2 これまでの取組 〜誕生祝い品の贈呈〜

平成28年から、氷見市で生まれたお子様への誕生祝い品と

して、地元の木で、地元の木工作家が作った木のおもちゃをプレゼントしています。今ではすっかり定番化したこの取組ですが、軌道に乗るまでには様々な苦労がありました。

例えば、お子様に確実に誕生祝い品を届けるために、毎月行われる3〜4か月児健診の際に贈呈することとなったのですが、贈呈する当日のママさん達は赤ちゃんと荷物をかかえているため、おもちゃを持ち帰りやすいように肩掛けバッグに入れる必要性が出てきました。予算が限られていたため、

企業のスポンサーを募ってバツ

グを支給してもらえないか。そんな試行錯誤をしていた時、話を聞きつけた地元のお母さん達が「氷見で生まれる子ども達のために、世界で一つだけのメモリアルバッグをつくりたい」と有志でグループを設立。氷見市の木と地図をモチーフにしたデザインに加え、バッグに赤ちゃんの足型をとるサービスの提案までしていただき、これが見事に採用されました。

(図1) 以来、毎月、先輩ママさん達が赤ちゃんの足型をバッグにとって、おもちゃを贈呈する取組が行われ、残念ながら昨年



図3 雑木林で見つけたクルミの枝葉



図2 絵本の読み聞かせをする保育園の先生



図5 完成したカスターネット



図4 クルミの板を紹介する木工作家



図1 氷見市オリジナルの木育バッグ

からは新型コロナウイルスの感染拡大に伴い足型取りは中止となりましたが、贈呈の取り組みは現在でも続いています。誕生祝い品への感謝の声に加え、市の地域子育てセンターに来るママさん達の中には、お気に入りバッグとしてメモリアルバッグを下げていく姿も見受けられるそうです。

### 3 これまでの取組 〜木育人材の育成〜

誕生祝い品の他、当初は全国から木のおもちゃを集めたイベントを行ったり、木育に関する講演会を開催するといった取り組みを行いました。木育に関するノウハウを地元を持つことが出来なければ、いつまでも外に頼る形となり、お金も市外へ出て行ってしまいう点が課題でした。そこで、木育を指南できる人材を育成するための講座を行い、市内の保育士を中心としたインストラク

ターの養成に取り組むこととなりました。

講座を受講したインストラクターは、各保育園等でそれぞれが学んだことを活かした独自の木育プログラムに取り組んでおり、ある保育園で行われたプログラムをご紹介したいと思います。

(1) 保育園の先生達が企画し、氷見市の海浜植物園で行われた親子向けの木育プログラムは、「木」をテーマにした絵本の読み聞かせから始まり、「今日はお楽しみしよう。」という締めくくりまで、子ども達は夢中になって先生の話を聞いていました。(図2)

(2) 絵本の読み聞かせの後は、建物の周辺にある雑木林を散策しました。写真の中で先生が紹介しているのは、クルミの枝葉です。「クルミって、こんな木だったんだね。」

と、子どももお父さん、お母さんも興味津々のようでした。(図3)

(3) 散策の後、部屋に戻ると、地元の木工作家さんが、製材したクルミの木を紹介しました。そしてその後、クルミの端材を使って、お父さん、お母さんと一緒にカスターネットを作りました。(図4、図5)

(4) 最後はみんなで、出来たカスターネットを使つての演奏会が行われ、木にまつわる楽しい一日は幕を閉じました。

普段、お菓子等でよく見かけるクルミについて、その木がどんな環境で生きて、どうやってカスターネットになったのか。子ども達が楽しく、直感的に学べるプログラムだったのでないかと思えます。そして何より印象的だったのは、プログラムを考案するだけでなく、それを実行して成功体験を得ることができた保育士さん達の笑顔です。

継続的に木育を普及していくためには、ノウハウの地産化のためには地道な人材育成を積み重ねることが重要だと思います。この事例のように、小さな成功を積み重ねながら、氷見市内に木育インストラクターが少しずつ増えていくことを願っています。

### 4 これからの取組 〜氷見市木育ビジョン〜

平成28年から取り組んできた木育も3年が経った頃、市内外から一定の支持を得られるようになっていきました。とはいえ、このような教育的要素の強い事業は効果が表れるまでには長い時間がかかります。そのためにも、今は一時的なこの取組が「文化」のようにこのまちに根付いていくことが必要だと考えました。そこで、市内の行政、子育て、林業関係者等が一同に

# 戦後農政の転換と 富山県農業・農村の ゆくえ（1）



公益社団法人  
富山県地方自治研究センター  
理事長  
富山大学名誉教授  
**酒井 富夫**さん

## はじめに

本稿は、戦後（第二次大戦後）農政の展開の特徴を確認し、そのなかで動いてきた富山県農業・農村の課題と展望について取りまとめたものである<sup>注1</sup>。農業政策は、何のためにか。その方法はどのようなものか。この点は農業政策に限らず必要なアプローチといえるが、今回（1）では戦後の農業政策についての基本的な枠組み、仕組みを把握しておきたい。農業政策体系のなかで、もつ

とも優先されるべき政策は食料政策である。その食料政策のもと、国境調整政策（関税、非関税障壁、国家貿易等）および、国内政策が位置づく。国内政策は、近年、「単輪農政」から「両輪農政」（産業政策と地域政策のバランス）へ、価格政策から直接支払政策へ、経営政策・農業構造政策の二元化（生産性向上偏向から生産性と持続性併進追求へ）、環境重視へと転換してきた。この方向の農政上の萌芽は、1990年代にあったといえる（1992新政策、1999食料農業・農村基本法）。

## 食料政策の大原則

富山県農政も、基本的には上記の方向に転換してきているが、課題も少なくない。

食料供給に関しては、以下の内容が不可欠である。これらが、国の「食料政策」の大原則であるべきである<sup>注2</sup>。

- ① 安全なものを、
- ② 安定的に供給する。
- ③ できれば安価に。

これらの順序が大事である。まず「安全」でなければ困るし、「安定」とは、ある時期だけでなく、年間通して供給し続

けることである。質と量、これら2つの内容が満たされた上で、できれば「安価」（すなわち安く）に供給されるべきなのだ。ややもすると「安価」を第1優先順位に考える論者がいるが、食料に関しては、それは間違いといえよう。

また、「食料」は、単なる商品ではない。「食料」は、国家の安全保障を担う商品といえる。この点は、「食料」の重要な経済的特質の一つといえる。「安全保障」という概念は、一般に国防上・政治的に使用される概念で経済とは縁遠いと思うかもしれない。しかし、実体経

図6 「氷見市木育ビジョン」に掲載されている「氷見市木育宣言」

氷見市の木育が目指す姿は  
山から海まで  
こどもからお年寄りまで  
氷見に生きる全ての「命」がつながっていることに気づく  
そんな木好きを増やしていくことです  
そのために  
こども達が生涯心に残る  
氷見の自然を活かした環境づくりを  
木育を伝えていくための人材育成支援や  
林業 教育 福祉といった垣根を越えた連携によって実現し  
「木一本、ブリ千本」を体現するまち  
氷見市の地方創生に向けたエンジンとなることを  
目指します



図7 氷見市海浜植物園の木育拠点イメージ

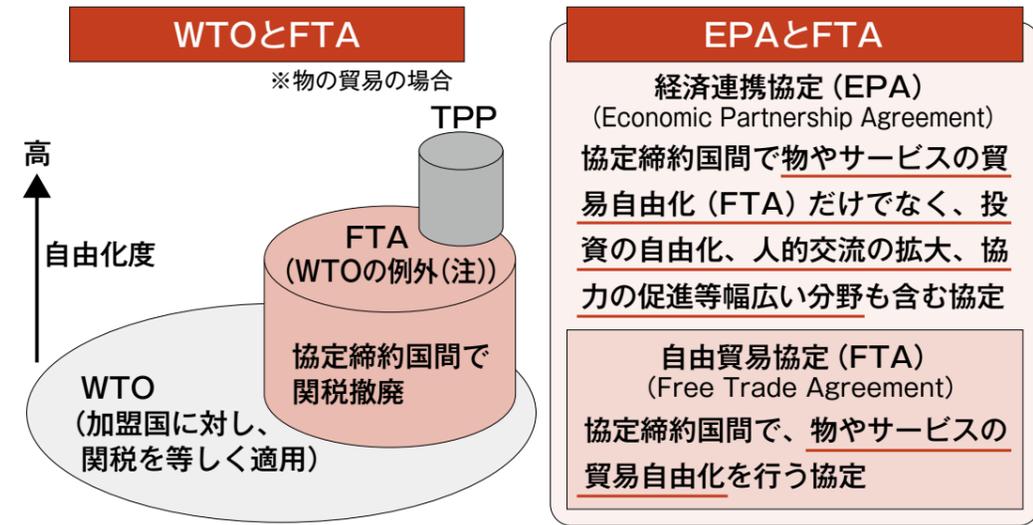
集まり、氷見市の木育が目指す姿について活発な議論を交わしました。こうして平成30年に出来たのが「氷見市木育ビジョン」です。（図6）行政の計画という点、補助金や交付金を得るための必要条件として策定するものが多い中、このビジョンは純粋に「木育を通じて氷見市のより良い未来」について考えたビジョンとなり、市町村としては全国でも初めての木育ビジョンの策定となりました。現在はこのビジョンに基づき、氷見市海浜植物園に木育の拠点場所を整備し

ている他、木育事業を行政から海浜植物園の指定管理者へ移管することで、今後持続的に木育を発信する場と体制を整備したいと考えています。（図7）また、ビジョンでもう一つ重要視していることは「自然体験」

です。先ほど事例にあげたように、木育インストラクターが中心となって、屋外での木育プログラムを展開していくことで、木のおもちゃを入口に、木好きから「気づき」へとつながることを目指しています。好きになると、もつと知りたくなる。この木材は生きている時、どんな姿だったのだろう。どんな環境で生きていたのだろう。身のまわりの自然の魅力に気づき、地元が好きになる。つまり木育は、地元が好きなる人を育てるのだと思います。自然豊かな地方へ、人の流れをつくるための、地方創生の小さなエンジンとなりたい。そんな思いで、私達はこれからも木育に取り組んでまいります。

●参考  
氷見市海浜植物園について  
令和3年4月にリニューアルオープン  
予定です。  
●ホームページ：  
<https://www.himi-kainin.com>

図2 農産物貿易ルールの概要 —WTO、FTA、TPPの関係—



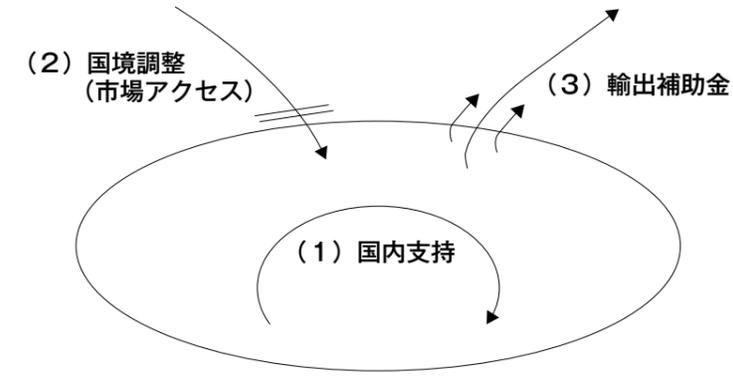
資料：農林水産省資料をもとに筆者加筆。  
原注：WTO協定上の条件（GATT第24条）は「実質上すべての貿易」について関税撤廃を行うこと

採用するなどに対応した（例…米は関税化猶予の特例措置、小麦の国境措置）。2000年以降はFTA（自由貿易協定）推進に切り替えたが、重要品目はやはり対象から除外してきた。それまで、自由化の流れのなかでもこのようなやり方で「重要品目」<sup>注6</sup>は守ってきた日本だったが、TPPではそこにも自由化圧力が強まる。TPPでは、長期の期間後ということではあるが、関税削減や輸入枠の

拡大が行われることになったのである<sup>注7</sup>。TPP以降に締結されたFTA交渉（日・EU/EP A 2019発効や日米貿易協定2020発効）の自由化水準は、TPP水準から交渉がスタートすることになった。  
**(4) 自由貿易体制の全体像**  
以上のような経緯をたどって、図2のような自由貿易を推進する体制が今日では出来上がっている。本図は、WTO、FTA、TPPの関係を示したものである。同じく自由貿易を推進する枠組みであるが、その自由化水準が異なる。WTOはウルグアイ・ラウンドで非関税障壁を関税化し自由化水準を高めたのであるが、その後、それよりさらなる自由化水準を目指して合意可能な国・地域のみによるFTAが締結されてきた。WTOは、本来、どの加盟国とも対等という「無差別貿易」を標榜しているた

め、FTAのような特定国同士の協定は認めたくない。しかし、自由化度がWTOよりも高い水準のものであれば、WTOの例外として認めているのである。多数国間の協定であるTPPもFTAの一種であるが（メガFTA）、自由化水準はさらに一段高い水準を目指したものである。  
**農業政策の基本的枠組み**  
**(1) 食料政策と国境措置と国内政策**  
以上のような国際貿易体制のもと、日本の食料政策が策定される。その食料安全保障を実現するためには、海外農産物との価格差・内外格差の是正が必要であり、是正方策として国境措置と国内政策が構築される。いわば、外に対してはがっちりガードし、その内ではしっかり支援するわけである。図3は、こうした

図1 農業保護の基本的な3つの手法



からの対策が欠かせない状況が身に染みたこの頃である。  
**自由貿易体制と国境措置**  
世界の農産物貿易は、自由貿易を原則に行われている。ただし、歴史的にみれば自由貿易の在り方も変質してきている点に注意しなければならぬ。GATTの時代、ほとんどの国は農業部門の自由化を嫌ったため、各国は様々な名目で国境措置を構築してきたし、GATT自体も、農業分野を自由貿易の実質的な例外として位置づけて対応してきたという経緯がある。GATTの自由化要求度はまだ穏便だったといえる<sup>注8</sup>。  
**(1) GATT+日米貿易摩擦時代**  
日本は、1955年のGATT加盟以降、特に1969年のIMF8条国移行後は、日米関係の従属的關係もあり、日

本の国境措置は徐々に緩和されてきた。当時、「残存輸入制限品目」として守られていた品目が相当に減少し（つまり自由化が進み）、1988年には日米貿易摩擦を背景に牛肉・オレンジの自由化を飲まざるを得なかった。  
**(2) WTO移行後の時代**  
しかし、その後1990年代には国際貿易ルールの大転換が起こる。「例外なき関税化」を目指すウルグアイ・ラウンドでは、非関税障壁（措置）は原則「関税化」することになった<sup>注4</sup>。貿易機関としてもWTOとしてパワーアップし、各国に自由貿易原則をより強力に求めるようになった。  
図1は、農業保護の基本的な3つの手法を示したものが、ウルグアイ・ラウンドはこれらすべての手法を問題視し、削減対象にしたのである。つまり、「農業も例外ではない」とされた。国境措置としては、

国境調整（市場アクセス、輸入に関わる障壁）の他に、輸出を補助する輸出補助金がある（例えば、国家が高価格で買い上げ、低価格で国外に販売するなど。その差額は補助金による補てんであり、一種のダンピング輸出といえる）。1980年代の欧米間の穀物輸出競争のもとでは後者が大きな問題であったが、輸入国日本にとっては国境調整の削減が強く求められた。さらに、市場原理のもと市場をゆがめる処置が問題とされたので、価格政策等の国内農業政策（国内支持）も削減の対象となった。  
**(3) TPP以降の時代**  
2010年代には、TPP加入が大きな問題となった。最終的には米国が参加せず、2018年にTPP11として締結された。これによって、一段と自由化レベルの高い協定に参加することになったのである。ウルグアイ・ラウンドでも

済は、これが前提になって機能しているのは事実である。この点を直視しなければならない。今日、日本に限らず世界でも様々なリスクが存在している。地震などに対する「インフラ」強化は安全保障政策の一種であり、水や食料の供給も重要な安全保障の対象なのである。感染症に対しても、日ごろ

からの対策が欠かせない状況が身に染みたこの頃である。  
**自由貿易体制と国境措置**  
世界の農産物貿易は、自由貿易を原則に行われている。ただし、歴史的にみれば自由貿易の在り方も変質してきている点に注意しなければならぬ。GATTの時代、ほとんどの国は農業部門の自由化を嫌ったため、各国は様々な名目で国境措置を構築してきたし、GATT自体も、農業分野を自由貿易の実質的な例外として位置づけて対応してきたという経緯がある。GATTの自由化要求度はまだ穏便だったといえる<sup>注8</sup>。  
**(1) GATT+日米貿易摩擦時代**  
日本は、1955年のGATT加盟以降、特に1969年のIMF8条国移行後は、日米関係の従属的關係もあり、日

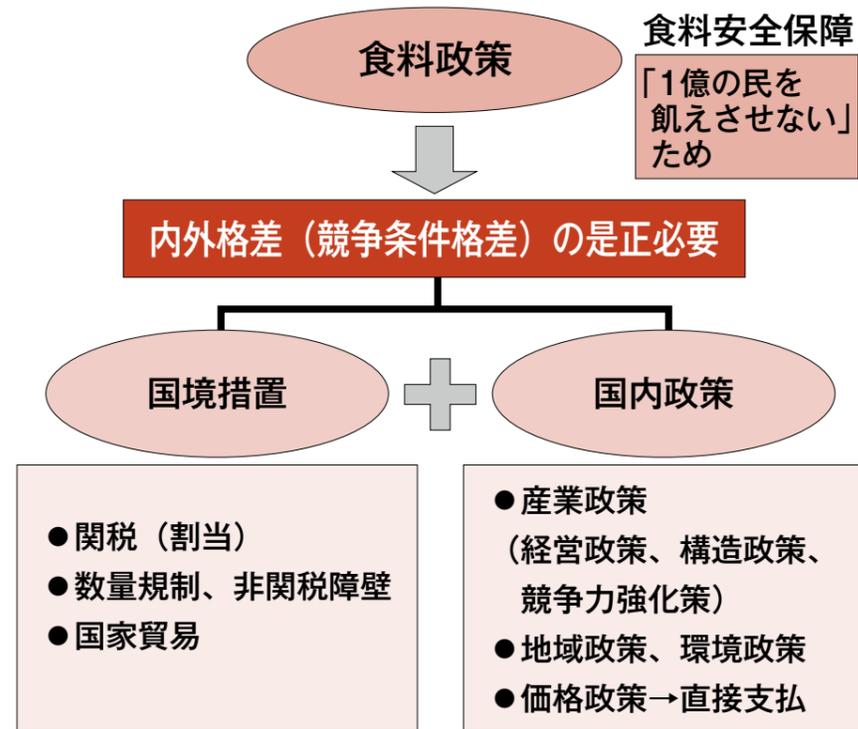
本の国境措置は徐々に緩和されてきた。当時、「残存輸入制限品目」として守られていた品目が相当に減少し（つまり自由化が進み）、1988年には日米貿易摩擦を背景に牛肉・オレンジの自由化を飲まざるを得なかった。  
**(2) WTO移行後の時代**  
しかし、その後1990年代には国際貿易ルールの大転換が起こる。「例外なき関税化」を目指すウルグアイ・ラウンドでは、非関税障壁（措置）は原則「関税化」することになった<sup>注4</sup>。貿易機関としてもWTOとしてパワーアップし、各国に自由貿易原則をより強力に求めるようになった。  
図1は、農業保護の基本的な3つの手法を示したものが、ウルグアイ・ラウンドはこれらすべての手法を問題視し、削減対象にしたのである。つまり、「農業も例外ではない」とされた。国境措置としては、

国境調整（市場アクセス、輸入に関わる障壁）の他に、輸出を補助する輸出補助金がある（例えば、国家が高価格で買い上げ、低価格で国外に販売するなど。その差額は補助金による補てんであり、一種のダンピング輸出といえる）。1980年代の欧米間の穀物輸出競争のもとでは後者が大きな問題であったが、輸入国日本にとっては国境調整の削減が強く求められた。さらに、市場原理のもと市場をゆがめる処置が問題とされたので、価格政策等の国内農業政策（国内支持）も削減の対象となった。  
**(3) TPP以降の時代**  
2010年代には、TPP加入が大きな問題となった。最終的には米国が参加せず、2018年にTPP11として締結された。これによって、一段と自由化レベルの高い協定に参加することになったのである。ウルグアイ・ラウンドでも

農業政策の基本的枠組みを示している<sup>注8）</sup>。国内政策では、特に内外格差を埋めるための政策が重要になる。ここでは、産業政策が加速化されるとともに、地域（農村）政策と環境政策が導入

された。また、政策手法としては、従来は価格政策が所得安定のための主要な手法であったが、2000年代以降は、直接支払い方式による所得補償に転換してきた。直接支払い方式では、補償対象を特定で

図3 農業政策の基本的枠組み



資料：文献[4][5]等を参考に筆者作成。

きるし、他の政策への取り組みを条件づける（クロス・コンプライアンス）こともできる。

**(2) 日本の直接支払い制度**

所得補償のための政策として価格政策から直接支払いに転換してきたのであるが、その目的（A・B）に大別される。

**A（所得補てん）…価格下落に対する所得補てん**

かつての「農業者戸別所得補償制度」（民主党政権）や現在の「経営所得安定対策（ゲタ・ナラシ、転作助成）」（自民党政権）が、これに該当する。

**B（農村・環境支払い）…地域条件の不利（コスト増）や環境に貢献する農法にもとづく不利（コスト増）に対する補てん**

日本では、これらを一括して「日本型直接支払制度」と称している。それには、次の3つを含んでいる。

①（条件不利地域）中山間地域等直接支払

②（地域資源管理）多面的機能支払（農地維持支払・資源向上支払）

③（環境保全）環境保全型農業直接支払

今後の農政は、政策手法としての直接支払い制度をいかに効果的に仕組むかが成功の鍵となろう。

**小括（第1回）**

農業政策の根幹は食料政策であるが、ここでは食料安全保障が重要である。自由貿易体制も徐々に強化・変質してきたが、日本政府は国境調整と国内政策の基本的枠組みのなかで自由化に対して対応してきた。しかし、食料自給率を低下させてきたという点から判断すれば、それらは十分ではなかった。今後は、直接支払いをいかに組み合わせるかが鍵となろう。

●注釈…

1 本稿は、富山県議会立憲民主党・県民の会議員会研修会（2022.8.25開催）での講演を基礎に、その要点を取りまとめたものである。今後、不定期になるが、複数回に分割して掲載する予定である。

2 食料政策の基本的な考え方については、文献「1」を参照のこと。

3 自由貿易体制の変質については文献「2」、そのもとでの日本の食料安全保障の状況については文献「3」を参照のこと。

4 「非関税障壁（措置）」とは、輸入を阻害する制度・措置・慣行である。数量制限（数量で規制するため、関税より障壁効果は極めて強い）、煩雑な輸入手続き、基準認証制度・検疫制度等がある。そういう非関税障壁を「関税化」するということは、それまで非関税障壁により保護していたのと同じ効果を持つ水準の関税率を算出し採用するということである。各国が関税化（す

なわち保護水準の数値化）することにより、各国が保護水準の公平な削減を約束することが可能になり、将来的には自由化することを目指している。「関税化」は将来の自由化を意味していたのである。

5 関税割当制度とは、一定の数量の枠内の輸入品に対しては低税率（二次税率）の関税を適用し、他方、一定数量を超える輸入品に対しては高関税（二次税率）を適用する仕組みである。

6 「重要品目」（「センシティブ品目」とは、各国農業にとって重要であり、関税撤廃等による輸入急増は食料の安定供給や地域経済に大きな影響が出る可能性がある品目（食料安全保障や地域経済維持のための品目）である。ウルグアイラウンドでは、米、麦類、砂糖、でん粉、乳製品、牛肉、豚肉等が対象であったが、TPPでは、農産物の重要5品目（コメ、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物）が対象になった。

7 ただし、政府は、TPPに

対しては、国境調整措置についても国内対策についても以下のように対応してきたとしている。

「TPP交渉にあたっては、国内生産に影響が出ないよう品目ごとに中身を一つ一つ精査し、多くの関税撤廃の例外を確保しました。特に、農産物の重要5品目（コメ、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物）を中心に、コメの国家貿易制度などの基本的な制度を維持するとともに、関税割当てやセーフガードの創設、長期の関税削減期間を確保しています。」（「早わかりTPP（二問一答集）」2017年6月内閣官房TPP政府対策本部、スライド8頁）、「大筋合意後は、現場の不安に応え、農家の経営をしっかりと守るため、いち早く国内対策の検討に着手し、実行していきます。」（同）。

8 文献「4」「5」は、農業政策の基本的枠組みを的確に説明している。参考にされたい。

●参考文献…

「1」 梶井功（1994）『日本農業のゆくえ（岩波ジュニア新書）』岩波書店

「2」 中野剛志（2013）『「反・自由貿易論」（新潮新書526）』新潮社。本書は、自由貿易といっても類型があること、グローバルとインターナショナルの違いは重要であることを指摘している。

「3」 鈴木宣弘（2021）『農業消滅―農政の失敗がまねく国家存亡の危機―（平凡社新書979）』平凡社

「4」 荒川隆（2020）『農業・農村政策の光と影―戸別所得補償から農協改革・生乳改革まで 真の改革を求めて―（一）全国酪農協会』

「5」 荒川隆「農業・農村を支えるコスト」日本農業新聞 2021.6.16

富山県地方自治研究センター会員申込書

申込日 202 年 月 日

団体名 (個人名) \_\_\_\_\_ 申込者名 \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

TEL : \_\_\_\_\_ FAX : \_\_\_\_\_

加入年月日 20 年 月 日

年会費

( ) 個人会員 1口 1,000円 \_\_\_\_\_ 口 申し込みます

( ) 団体会員 1口 3,000円 \_\_\_\_\_ 口 申し込みます

※どちらかに、○でご記入してください。

※枠内の項目は、必ずご記入してください。

会費振込先

北陸労働金庫 富山支店 普通  
口座番号 1271808  
口座名 富山県地方自治研究センター

【事務局】〒930-0804 富山市下新町8番16号  
自治労とやま会館内  
「富山県地方自治研究センター」  
TEL : 076-441-0375 FAX : 076-441-1155  
Eメール : jichiken-t@jcr-toyama.jp  
https://toyama-jichiken.or.jp

入会のご案内

自治研センターは、地方自治に関する調査研究・資料収集とともに、政策提言などを行い、住民に密着した自治体行政の推進に寄与することを目的としています。

団体・個人を問わず、どなたでも加入いただけます。ぜひ、目的に賛同いただき、積極的な加入をお願いします（左ページの会員申込書をご利用ください）。

- 個人会員会費 / 1口 : 1,000円 (年額 : 毎年8月から翌年7月まで)
- 団体会員会費 / 1口 : 3,000円 (年額 : 毎年8月から翌年7月まで)

◆会員になったら

- ①自治研センターの機関誌「自治研とやま」(年4回発行)を送付します。
- ②自治研センターが保有する各種資料等を利用することができます。
- ③自治研センターが主催する研究会や講演会等に参加できます。

◆年間の主な活動

地方自治研究集会 (毎年1回開催)、政策研究会・講演会 (毎年1~2回開催)、機関誌「自治研とやま」(年4回発行)、各部会活動 (行財政、社会福祉、環境、雇用労働、農林の5部会) ……etc.

【備考】

- ◇年会費は、団体・個人ともに、1口以上のご協力をお願いします。
- ◇年度途中の入会の場合は、1年分の会費をお願いします。
- ◇連絡先 : 富山県地方自治研究センター

〒930-0804 富山市下新町8番16号 自治労とやま会館内  
「富山県地方自治研究センター」  
TEL : 076-441-0375 FAX : 076-441-1155  
Eメール : jichiken-t@jcr-toyama.jp https://toyama-jichiken.or.jp

原稿 (投稿) 募集

「自治研とやま」では、読者のみなさんからの原稿 (投稿) をお待ちしております。

自治体や自治体に関わったイベントや行事、自治体内での業務見直しや改革、住民や地域での要望や協働、職場での話題など、何でも結構です。事務局に気軽にお寄せください。

また、取り上げてほしいことや、取材してほしいところなどありましたらご一報ください。メールでの投稿もお待ちしております。

連絡先

TEL : 076-441-0375  
FAX : 076-441-1155  
Eメール : jichiken-t@jcr-toyama.jp